（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十七条　国立高度専門医療研究センターに係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二項の厚生労働省令で定める書類は、同条第一項に規定する期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書とする。

（他の省令の準用）

第十八条　次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十九条第一項第六号

二　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項及び第四十三条

三　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十二条

五　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号

六　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条から第二十六条まで及び第四十九条

七　医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第十条の二第三項

八　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

九　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条及び第十三条

十　外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条

十一　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項、第百三十八条第一項第五号及び第百四十条の十五第一項

十二　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第二十条

十三　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第二十条

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する国立高度専門医療研究センター
医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十条	所管大臣	開設者である国立高度専門医療研究センター
歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十条	所管大臣	開設者である国立高度専門医療研究センター

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（政府出資から控除される引当金）

第二条　法附則第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める引当金は、賞与引当金及び貸倒引当金とする。

（国立看護大学校に対して行った認定に関する経過措置）

第三条　独立行政法人大学評価・学位授与機構が厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第三百十四条第一項に規定する国立看護大学校に置かれる課程に対して行った学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第二項の認定は、国立高度専門医療研究センター成立後は、同項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構が国立看護大学校（法第十六条第六号に規定する施設をいう。）に置かれる課程に対して行った認定とみなす。

（労働者災害補償保険法施行規則の適用に関する経過措置）

第四条　国立高度専門医療研究センターの成立前に労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十一条第一項の規定により令附則第三十八条による改正前の厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十条の表の上欄に規定する国立高度専門医療センターに対された指定については、国立高度専門医療研究センターの成立後は、国立高度専門医療研究センターに対しされた指定とみなす。

（予防接種法施行規則の一部改正）

第五条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）に基づく国立高度専門医療センター」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター若しくは独立行政法人国立長寿医療研究センター」を加える。

（医療法施行規則の一部改正）

第六条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同条第二号中「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を加える。

（国立高度専門医療センター名誉総長等の称号の授与に関する省令の一部改正）

第七条　国立高度専門医療センター名誉総長等の称号の授与に関する省令（昭和三十九年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「国立高度専門医療センター名誉総長等」を「国立ハンセン病療養所名誉所長」に改める。

本則中「国立高度専門医療センターに総長、病院長又は研究所長として、」、「国立高度専門医療センター又は」及び「名誉総長、名誉院長又は」を削る。

第八条　不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中

「検疫所長
国立がんセンター総長
国立循環器病センター総長
国立精神・神経センター総長
国立国際医療センター総長
国立成育医療センター総長
国立長寿医療センター総長
国立ハンセン病療養所長」

を

「検疫所長
国立ハンセン病療養所長」

に改める。